（協会等の免責等）

第20条　協会及び受託指定信用情報機関は、回答情報の内容の正確性、完全性、網羅性及び利用協会員における目的適合性につき明示的黙示的を問わず一切の表明をせず保証をしない。

2　利用協会員は特定情報照会サービスにより提供を受けた回答情報が過去の一時点の情報であり、当該時点以降に情報の内容が変動した場合であってもこれが反映されていない場合のあること、自己の責任で用いるべきことを承諾する。

3　利用協会員は、協会、受託指定信用情報機関及び特定情報提供者並びにこれらの役員、職員及び代理人に対し、回答情報を使用したことにより生じた一切の損害について免責する。但し、これらの者が故意に虚偽の回答情報を提供した場合には、当該故意行為者及びその使用者（但し、当該使用者にあっては、当該故意行為者の選任及び監督につき過失がない場合を除く。）との関係ではこの限りでない。

（損害賠償等の請求を受けた場合の協力）

第21条　特定情報照会サービスの利用に関連する利用協会員の行為に関し、請求原因の如何を問わず、協会、受託指定信用情報機関若しくは特定情報提供者又はその役員、職員、代理人が損害賠償、補償、損失補填その他の請求を受けた場合には、当該利用協会員は、当該請求を受けた者の求めに応じ、当該請求を受けた者を防御するため、訴訟参加も含め合理的な範囲で必要となる協力を行うものとする。

（届出義務）

第22条　利用協会員が次の各号の甲欄に掲げる事由に該当し又は該当するに至った場合には、当該利用協会員は、第１号にあっては遅滞なく、第２号から第４号までにあっては直ちに、協会に対し、対応する乙欄記載の事項を届け出なければならない。

	甲　　欄		乙　　欄
①	特定情報照会サービス利用申込書に記載した事項に変更が生じたとき。		変更された事項
②	第７条第１項各号のいずれかに該当するおそれが生じたとき。		以下の事項 a　第７条第１項各号のいずれに該当するかの別 b　当該事由の具体的内容 c　当該事由の発生日及び当該事由の発生を利用協会員が認識した日 d　当該事由の発生を認識した後利用協会員がとった措置
③	第８条第１項又は第８条第２項第１号から第４号までのいずれかに該当したとき		以下の事項 a　第８条第１項又は第８条第２項第１号から第４号までのいずれに該当するかの別 b　当該事由の具体的内容 c　当該事由の発生日 d　第８条第１項又は第８条第２項第４号の場合を除き当該事由の発生を利用協会員が認識した日及び当該事由の発生を認識した後利用協会員がとった措置
④	提供を受けた回答情報につき第17条若しくは第18条の義務に違反する事由が生じ又は漏えい、滅失若しくはき損のおそれが生じたとき。		以下の事項 a　当該事由の具体的内容 b　当該事由の発生日及び当該事由の発生を利用協会員が認識した日 c　当該事由の発生を認識した後利用協会員がとった措置

（協会による調査）

第23条　協会は、利用協会員に前項第２号から第４号までの各号甲欄に掲げる事由があると認められるときには、この規則の適切な運用を確保するために必要な限度で、利用協会員に対し、説明若しくは資料の提供を求め又はその営業所若しくは事業所その他の施設に立ち入り監査を行うことができる。

（利用停止）

第24条　協会は、利用協会員に次の各号のいずれかに該当する事由があると認められるときには、１年以内の相当な期間を定めて、特定情報照会サービスの利用停止を命じることができる。

①　第17条から第19条までの義務に違反した場合

②　第22条の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合

③　正当な理由なく第23条の規定に基づく調査に応じず若しくはこれを妨げ若しくは忌避し、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をした場合

④　第28条の利用料金を支払わない場合

（損害賠償）

第25条　利用協会員が、この規則に違反し、協会、受託指定信用情報機関若しくは特定情報提供者又はその役員、職員若しくは代理人に対し損害を生じさせた場合には、当該利用協会員は当該損害を賠償しなければならない。但し、当該違反行為が法令若しくは法令に基づく命令により義務づけられた行為である場合又は不可抗力による場合を除く。

（利用の廃止）

第26条　利用協会員が特定情報照会サービスの利用を取りやめる場合には、別に定める様式によりあらかじめ協会に対しその旨を届け出なければならない。

（委託の禁止）

第27条　第３条第２項の規定にかかわらず、協会は、第23条及び第24条に規定された権限の行使並びに第22条第２号から第４号まで及び第26条に規定された届出の受理を第三者に委託することはできない。

第５章　利用料金

（利用料金）

第28条　利用協会員は、利用協会員が特定情報照会サービスを利用することの対価として、協会が別に定めるところに従い、協会に対して利用料金を支払わなければならない。

第６章　雑則

（規則の改廃）

第29条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（細則事項の制定）

第30条　この運営規則を実施するために必要となる事項は、自主規制会議において定める。

附　則

この規則は、平成26年７月22日から施行する。